

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気象観測用（日射量・放射収支量・雨雪量）記録計に記録用紙送り機構の動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（B）用レベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・調整	D	
3	2号機	復水脱塩装置から廃棄物処理建屋への使用済樹脂移送用連絡弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	直流24V充電器（A）の定例試験において、当該充電器用電流計の切替スイッチに接点動作不良が認められたため、当該切替スイッチを点検・修理	D	
5	3号機	活性炭ホールドアップ装置建屋の換気空調系制御盤内警報装置の点検において、警報用ブザーに動作不良（鳴動不可）が認められたため、当該警報回路を修理	D	
6	4号機	原子炉格納容器圧力抑制プール水の浄化、ストレーナの点検・清掃・クラッド回収作業において、ひも状のもの（1点）を発見したため、回収処理	C	
7	4号機	プラント起動操作中、主タービンランドシール蒸化器ドレンタンク計装ラック内のレベル計のドレン弁が「閉」であるべきところ、「開」であったため、ドレン水がファンネルから逆流し、床面に溢水（約360CC、約19ベクレル/cm ³ ）したため、当該ドレン弁を「閉」操作及び対応検討	C	
8	4号機	プラント起動操作中、高圧注水系の確認運転において、高圧注水ポンプ用回転数計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・修理	C	
9	5号機	協力企業への工事依頼票の検収処理状況確認において、工事依頼票の一部帳票（伝票B・C票）の紛失が認められたため、対応検討	C	
10	5号機	過渡現象記録装置のシステム異常を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	
11	5号機	主発電機水素ガス冷却系水素ガス乾燥器の除湿機能確認用覗き窓に汚れが認められたため、当該覗き窓を清掃	対象外	
12	5号機	高圧復水ポンプ（A）のメカニカルシール部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	復水脱塩装置の樹脂再生用水ポンプ（B）のメカニカルシール部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系蒸留水脱塩器の復水圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	集中環境施設	廃液減容処理設備の警報表示盤（E）内の冷却ファンに異音の発生が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却設備高温焼却炉の圧力及び排ガス流量記録計の記録用紙送り機構部に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液乾燥機の変速機用油補給口のキャップに折損が認められたため、当該キャップを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで